

令和7年5月9日

関係者各位

石灰石鉱業協会 技術委員会  
委員長 吉村 武彦

## 保安管理マスター制度

### 露天採掘技術保安管理士試験に関する協力のお願い

貴社いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、本制度は人材育成を通して鉱山技術のレベルアップ、ひいては保安向上を目的に開始され、このたび第13回となります露天採掘技術保安管理士試験の実施要領が告示されました。今年も若手技術者の方々が鉱山に関する勉強に励み、多くの合格者が出ることを祈念いたします。

会員各社におかれましては、受験者の学習意欲の向上を図り、当該制度を有効な教育手段として活用いただくために、種々の取り組みを進めていただいている事に感謝申し上げますと共に、今年も昨年度に引き続き下記奨励案をご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、平成28年8月1日付で鉱山保安法施行規則が改正され、本制度の「技術保安管理士」の称号付与者については、一部の「作業監督者」に選任できる特例資格認定が導入されております。

また、技術委員会としましても、引き続き当該制度の全面的なバックアップを進めてまいります。

#### 記

##### 1. 社内職位の向上

技術保安管理士免状取得者を職場責任者の選任要件として保安規程に定める等、称号認定者の職位向上を検討する。

##### 2. 報奨金及び手当の支給

他の国家資格と同様に報奨金や手当を支給する等、称号認定者の所得向上を検討する。

##### 3. 各職場での教育

保安活動や小集団活動を通じ、法令試験や技術試験の解説について協議する等、職場での教育機会を検討する。

##### 4. 講習会の企画開催

各地域の鉱山保安研究会等を利用し、地域単位で産業保安監督部に法令講習を依頼する。また、これに合わせ各地域の企業の方により、過去問の解説程度の技術講習を一緒に実施できるよう検討する。

以上